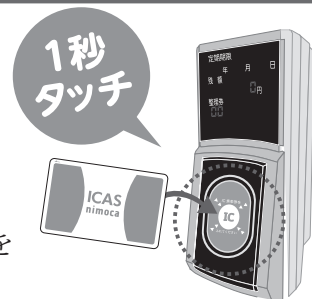


4月から市電・バス乗車料金の助成制度が 交通系 ICカード「イカすニモカ」の使用に変わります

障がい者、戦傷病者、70歳以上の高齢者を対象とした市電・函館バスの交通料金助成を受けるためには、申請が必要です。4月以降でも申請できます。ご不明な点がございましたら担当課へお問合せください。



■身体・知的障がい者

対象 市内に在住し、身体障害者手帳（1～4級）・療育手帳（重度または中度）をお持ちの方、特別児童扶養手当の対象児童

申請に必要なもの 必要事項を記入した申請書、事前に購入した「障がい者用イカすニモカ」、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑（シャチハタ不可） ※ 介護人が助成対象の場合は「スターイカすニモカ」

お申込み 障がい保健福祉課（☎21-3263）、各支所

■精神障がい者

対象 市内に在住し、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方

申請に必要なもの 必要事項を記入した申請書、事前に購入した「スターイカすニモカ」、精神障害者保健福祉手帳、印鑑（シャチハタ不可）

お申込み 障がい保健福祉課（☎21-3077）、東部4支所

※ お持ちの福祉専用乗車カードは2020年3月31日（予定）まで使用できます。

■戦傷病者

戦傷病者手帳をお持ちの方に申請書を3月中に送付します。申請方法は同封の書類をご確認ください。

※ 身体障害者手帳をお持ちの方は「障がい者」の対象となります。

お申込み 保健福祉部管理課（☎21-3298）

■高齢者（70歳以上）

申請方法は本紙2月号に折込のチラシをご覧ください。助成説明会や郵送等を通じて既に申請済みの方はあらためての手続きは不要です。なお、70歳になる方は誕生日の前日から手続きが可能です。

お申込み 高齢福祉課、各支所 ※ 手続き等に関するお問合せは地域福祉課（☎21-3022）

HP 重度身体障害者等タクシー基本料金の助成 お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263 FAX27-2770

対象 下肢または体幹障がい1～3級・視覚障がい1～2級・内部障がい1級の方、療育手帳A判定の方 ※ 30年度の乗車券は、申請された方に3月末に送付します。申請がお済みでない方はお問合せください。29年度のタクシー乗車券は3月31日(土)で使用できなくなります。

HP 4月から市電 IC定期券の運用開始 お問合せ 交通部事業課 ☎32-1730

現在、市電で使用している提示式の紙製定期券は、3月31日(土)で販売を終了します。

4月1日(日)からは、「イカすニモカ」に定期券機能を搭載したIC定期券の運用を開始します。



※ 画像はイメージです。

市電・函館バスでご利用いただいている磁気カード（イカすカード）と紙製回数券は、3月31日(土)で販売を終了します。

※ 2020年3月31日まで使用可能

